

## 令和8年度就学援助制度のお知らせ

野々市市教育委員会

野々市市では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費など学校に必要な費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、**令和8年4月30日(木)までに申請してください。**なお、援助期間は1年間(令和8年4月から翌年3月)であり、**前年度に支給されていた方も毎年申請が必要です。**

認定された方への援助費の支給は、8、12、3月末日を予定しています。学費の一部援助ですので、保護者から市、学校への学費の納付を忘れないようお願いいたします。市、学校への納付に未納があった場合は、援助費を未納に充てる場合がありますのでご了承ください(令和5年4月からの公会計化により、学校給食費、指定教材費は市に納付となります)。

## 申請方法

裏面の「援助を受けることができる方」を参考の上、下記フォームから申請してください。申請書が必要な方は、ホームページからダウンロードするか、各学校、教育総務課(市役所3階)で受け取りください。



4月分からの支給を希望する場合の申請受付は、  
**令和8年4月30日(木)まで**

○上記期間を過ぎても申請できますが、支給対象は申請を受付した日の属する月の翌月分からとなります。

例:5月11日に申請して支給決定された場合、6月から翌年3月までが支給対象です。

○令和8年度最終受付締め切りは令和9年(2027年)2月28日(日)です。

○申請書での申請の場合、野々市市教育委員会 教育総務課(市役所3階)まで提出してください。(郵送可)

## 援助費の種類

対象経費	小学校		中学校	
	1学年	その他の学年	1学年	その他の学年
学用品費(年額)	11,630円	11,630円	22,730円	22,730円
通学用品費(年額)	無	2,270円	無	2,270円
新入学児童生徒学用品費(年額)	57,060円 前年度、入学準備支援金の支給を受けた方を除く	無	63,000円 前年度、入学準備支援金の支給を受けた方を除く	無
体育実技用具費(柔道)		無	柔道着購入に要した費用の額。(年額7,650円限度、中学校就学期間中1回に限る)※柔道着を購入した方は、年度途中で領収書(レシート)を提出していただきますので、保管しておいてください。	
校外活動費(宿泊を伴わないもの、年額)	遠足、社会科見学等に参加するために直接必要な交通費及び見学料の合計額。(年額1,600円限度)		遠足、社会科見学等に参加するために直接必要な交通費及び見学料の合計額。(年額2,310円限度)	
修学旅行費	児童生徒が修学旅行(小学校又は中学校それぞれ1回に限る。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及びその他均一に負担すべきこととなる経費の全額			
学校給食費	無(無償化されます。)		学校給食費として徴収する実費	
日本スポーツ振興センター掛金	日本スポーツ振興センター掛金として徴収する実費			
オンライン学習通信費	野々市市教育委員会からモバイルルーター等の貸与を受けた児童生徒が、当該学校において行われるオンライン学習を受けるために必要な通信費。(年額15,000円限度)			

※令和7年度支給額(4月分から支給される場合)を参考として記載しているため、今後変更となる可能性があります。

## 援助を受けることができる方

野々市市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する方

該当理由	必要書類
① 生活保護法の適用を受けている(当該年度) (修学旅行費のみ支給対象)	
② 生活保護が停止又は廃止になった	生活保護停止(廃止)決定通知書の写し
③ 世帯員全員の市民税が非課税である	令和8年度所得課税証明書(生計同一の方全員分) ※令和8年1月1日住所が野々市市以外の方のみ必要 (提出期限:令和8年6月15日(月))
④ 市民税が減免されている	減免承認通知書の写し
⑤ 個人事業税が減免されている	減免承認通知書の写し
⑥ 固定資産税が減免されている	減免承認通知書の写し
⑦ 国民年金保険料が減免されている	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し (生計同一の20歳以上の方全員分)
⑧ 国民健康保険料が減免又は猶予されている	国民健康保険税減免決定通知書の写し
⑨ 生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩ 児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
⑪ 職業安定所登録の日雇労働者である(当該年度)	雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し
⑫ ①～⑪には該当しないが、経済的に困窮し、令和7年中の世帯全員の合計所得が認定基準以下である(別居・同居を問わず、生計同一の方を含む)	令和7年中の所得証明書(生計同一の18歳以上の方全員分) ※令和8年1月1日住所が野々市市以外の方のみ必要 (提出期限:令和8年6月15日(月))

※令和8年1月1日に野々市市に住所がある方は所得証明書の提出は不要です。ただし、収入の有無に関わらず、年末調整や確定申告等をしていない場合は、所得審査ができないため援助が受けられません。申告については、税務課(住民税係 TEL:076-227-6036)へお問い合わせください。

### 【認定基準】

児童生徒の保護者の属する世帯全員の前年の合計所得金額が保護基準の合計額に1.3を乗じて得た額を超えない方  
※保護基準は世帯構成・世帯員の年齢等により異なります

	世帯構成	令和7年中の所得額の目安
例1	3人世帯(父・母・子1人)	220万円 程度以下
例2	4人世帯(父・母・子2人)	250万円 程度以下
例3	5人世帯(父・母・子3人)	270万円 程度以下

※その他、今年に入って、特別な事情により生計に著しい変化を生じ、生活状態が極めて悪く就学が困難であるという場合には、申請時に詳細をご記入いただき、証明書類(雇用保険受給資格者証・主治医の診断書・罹災証明書等の写し・経済的に就学が困難であることが確認できる書類)を添付してください。審査した結果、特に援助が必要であると認められた場合は就学援助の対象となります。

## お問い合わせ先

野々市市教育委員会 教育総務課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所3階

TEL : 076-227-6113

E-mail : kyouiku\_soumu@city.nonoichi.lg.jp